

鏡の迷路業務委託仕様書

鏡の迷路業務委託については、この仕様書に基づき実施するものとする。

1 業務名

鏡の迷路業務委託

2 業務の概要

自然科学学習館主催のイベント「サイエンスフェスティバルⅡ」において、鏡の迷路に必要な機材（以下「使用物品」と省略。）の運搬、設置、運営、撤去等の一切の業務を行うものとする。

3 委託期間

契約日の翌日から令和8年2月28日（日）まで

4 委託場所

秋田市民交流プラザ1階きらめき広場（秋田市東通仲町4番1号）

5 実施日等

搬入・設営 令和8年2月6日（金）

実 施 日 令和8年2月7日（土）、令和8年2月8日（日）

撤去・搬出 令和8年2月8日（日）

6 業務内容

本業務は、秋田拠点センターALVE1階きらめき広場の半面スペース（22.0m×12.6m）内で鏡の迷路を体験するために、イベント前日にスペースに合わせたレイアウトで壊れにくい素材を使用して組み立てられるとともに、スタッフが体験者に対して遊び方の説明を行うものとする。

使用物品の運搬、設置、運営、撤去等については、次のとおりとする。

(1) 運搬について

ア 使用物品は、設営日までに、受託者が保管場所から業務実施場所へ搬入する。

イ イベント終了後は、受託者が使用物品を撤去し、保管場所へ搬出する。

(2) 設置および組立について

ア 受託者は、使用物品の設置および組立に係る備品の確保と管理等を行うものとする。

イ 受託者は、使用物品を業務実施場所に設置し、当該イベント実施期間中（午前10時00分から午後3時30分まで）に、来場者に公開できるようにする。

ウ 受託者は、使用物品の設置等について、自然科学学習館職員（以下「学習館職員」と省略。）と協議して行うものとする。

エ 使用物品設置中に、業務実施場所内の来場者または通行人にけが等がないよう、受託者が十分に配慮しなければならないものとする。

(3) 使用物品の運營業務

ア 受託者は、安全確保およびスムーズな運営のため、令和8年2月6日の使用物品設営後、学習館職員に展示物および実施内容について説明する。

(4) 準備・片付け作業

ア 受託者は、使用物品の設営・撤去作業を学習館職員と協議して行うものとする。

イ 使用物品の保管容器または運搬に要する一切の器具機材等は、イベント期間中、受託者が管理・保管しなければならないものとする。

7 業務責任者の指定

業務内容遂行にあたり、業務責任者を指定するとともに業務実施計画書を作成し、速やかに学習館職員へ報告するものとする。

業務責任者は、従事者の労務管理および安全管理に努めるほか、業務遂行における協議事項がある場合、学習館職員と協議を行うものとする。

8 事故防止等

(1) 受託者は、安全の保持や事故防止に留意すること。

(2) 受託者は、事故等の不測の事態があった場合は、適切な対応をするとともに、直ちに学習館職員へ報告すること。

9 その他

(1) 受託者は業務上で知り得た機密・情報を漏らさないこと。

(2) 本仕様書に指示のない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。